

第二百一回国会 財務金融委員会議録 第十五号

令和二年五月十二日(火曜日)
午前九時三十分開議

出席委員
委員長 田中 良生君

理事 あかま二郎君 理事 井林 辰憲君
理事 うえの賀一郎君 理事 津島 淳君

理事 藤丸 敏君 理事 末松 義規君
理事 古本伸一郎君 理事 伊佐 進一君

理事 穴見 陽一君 理事 井上 貴博君
理事 石崎 徹君 理事 今枝宗一郎君

理事 勝俣 孝明君 理事 門山 宏哲君
理事 小泉 龍司君 理事 高村 正大君

國場幸之助君 田野瀬太道君
辻 清人君 本田 太郎君

宮澤 博行君 宗清 皇一君
牧島かれん君 務台 俊介君

武井 俊輔君 古川 横久君
牧島かれん君 務台 俊介君

鈴木 隼人君 山田 賢司君
鈴木 隼人君 務台 俊介君

武井 俊輔君 古川 横久君
牧島かれん君 務台 俊介君

田島 淳志君 田島 淳志君
可部 哲生君

(政府参考人)
(金融監督局長)

(政府参考人)
(総務省大臣官房審議官)

(政府参考人)
(内閣官房内閣審議官)

(政府参考人)
(内閣官房内閣審議官)

(政府参考人)
ごと創生本部事務局次長

政府参考人
(内閣府地方分権改革推進
室次長) 菅原 希君
政府参考人
(金融厅監督局長) 栗田 照久君
政府参考人
(総務省大臣官房審議官) 稲岡 伸哉君
政府参考人
(財務省大臣官房長) 茶谷 栄治君
政府参考人
(財務省主税局長) 矢野 康治君
政府参考人
(財務省理財局長) 可部 哲生君
政府参考人
(国税庁次長) 田島 淳志君

務台 優介君 石崎 徹君
川内 博史君 櫻井 周君

銀行の金融政策運営について詳しく述べ申上げます。
まず、最近の経済金融情勢について御説明いたします。
世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、急速に落ち込んでいます。各国・地域で、外出・出入国制限などの感染拡大防止策がとられている結果、グローバルに経済活動が大きく制約されています。IMFの最新の世界経済見通しでは、二〇二〇年の世界経済成長率はマイナス三・〇%と、リーマン・ショック時を超える大幅なマイナス成長が予想されています。

我が国の景気も、内外における感染症拡大の影響から厳しさを増しており、先行きも、当面、厳しい状態が続くと見られます。物価も、当面、感染症の拡大や原油価格の下落などの影響を受けて弱含むと見られます。その後、内外で感染症拡大の影響が和らいでいけば、ペントアップ需要の頭在化や挽回生産が予想されることに加え、緩和的緩慢化が支えられ、我が国経済は改善していくものと考えられます。物価も、徐々に上昇率を高めていくと見られます。

○田中委員長 これより会議を開きます。
金融に関する件について調査を進めます。

○田中委員長 去る令和元年十二月十七日、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づき、国会に提出されました通貨及び金融の調節に関する報告書につきまして、概要の説明を求める旨の御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○田中委員長 去る令和元年十二月十七日、日本銀行は、毎年六月と十二月に通貨及び金融の調節に関する報告書を国会に提出しております。本日、最近の経済金融情勢と日本

んですけれども、まだまだだということだと思いますので。また、動画を最近つくるんだという話をしておりましたので、あんたらのセンスは余り期待できぬなんといつてこの間話をしたところなりすれにしても、そういうたつ努力をしてはおりますので、少なくとも、効果が出てくればと思っております。

○田中委員長 既に持ち時間が経過しております。御協力をお願いします。

○階委員 わかりました。

これで終わりますが、日銀の特別オペで金融機関が得た資金を貸出しに回すときは金融機関がリスクをとるので、それで、今の状況、なかなか信用リスクを考えると貸しにくいということなんです。こちらの新たに始まつた民間金融機関の方は信用保証協会から一〇〇%保証してもらえるので、そういうたつ信用リスクを考えないで金融機関は貸せるということ、私は非常にこれは有効活用すべきではないかというふうに思っています。

○田中委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。

本日は、五月一日からオンライン申請が始まりました持続化給付金について質問をさせていただきたくと思います。牧原秀樹経産副大臣にもお越しいただいております。

午前中、参議院の方でも、この持続化給付金、財政金融委員会で議論になつておりましたけれども、ハイライトといいますか、私、麻生大臣の答弁に非常に注目しまして、フリーランスへの支援についてこういう答弁をされたんですね。

フリーランスと聞いて、最初に思いつく由緒正しきフリーランスはテキ屋だ、三密で被害を受けた、祭りにならぬ最も必要な職業だ、事業内容もしっかりとしている、これまでの前例にとらわれたらだめだ、やはり公平に支援すること

が重要だと。

もうすごい委員会室が沸きまして、やはり、現

状を捉える視点、それから懐の深さ、これに参議院の委員の皆さんも喝采を送られたんじやないかんですけれども。

いすれにしても、そういうたつ努力をしてはおりませんので、少なくとも、効果が出てくればと思っております。

○田島国税庁次長の人相にも触られて、国税庁の柔軟な対応についても非常にユーモラスに語つております。

それで、きょうはぜひ、牧原副大臣にも最初に確認するんですが、この持続化給付金について、

中小企業、フリーランスを含む個人事業者、事業

継続をする、この新型コロナから守っていく、そ

ういう点で、残らず支援していくんだ、こういう姿勢で臨んでおられるかどうか、その決意につい

てまず確認します。

○牧原副大臣 午前中の例もしつかり見ていただきまして、委員には、質問ありがとうございます。

お答えをしますけれども、この持続化給付金に

つきましては、新型コロナウイルス感染症によつて大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を下支えをし、そしてまた再起の糧としていた

だくために創設をした特別の措置でございます。

したがつて、事業を営んでいるかどうかというこ

とが給付の対象とするかどうかの判断基準になつて

ているところでございます。

その上で、これが遅くなつてしまふと、その間

にだめになつてしまふとかいうような事態が起きてしまうかもしれないでの、できるだけ早期にお届けをするという観点から、簡易に判断をさせて

いただく、そしてまた迅速に大量に処理をするよ

うにさせていただく、こういうことになつたわけ

でございますが、思い、最初の根本的な視点といふのは、委員が御指摘のとおり、事業の継続をお届けをするという観点から、簡単に判断をさせていただきます。それを一日も早く、できるだけ早くとおります。それを一日も早く、できるだけ早くとお支えしたい、こういうことでございます。

○清水委員 持続化給付金は売上げが半減した月見でござりますが、思い、最初の根本的な視点といふのは、委員が御指摘のとおり、事業の継続をお届けをするという観点から、簡単に判断をさせていただきます。それを一日も早く、できるだけ早くとお支えしたい、こういうことでございます。

○牧原副大臣 せつかくのお尋ねでございま

とすることになつてゐると思うんです。事業者が提出するこの証拠書類を確定申告の税務書類にす

ると決めたのは、これは国税庁の提案なんですね。

○清水委員 確定申告書の別表だけを見て、事業

収入がぱつと見てぱつとわかる場合と、そうでな

いというふうに思います。ちょっと余談ですが、

田島国税庁次長の人相にも触られて、国税庁の柔軟な対応についても非常にユーモラスに語つておられたのが印象に残りました。

それで、きょうはぜひ、牧原副大臣にも最初に確認するんですが、この持続化給付金について、

中小企業、フリーランスを含む個人事業者、事業

継続をする、この新型コロナから守っていく、そ

ういう点で、残らず支援していくんだ、こういう姿勢で臨んでおられるかどうか、その決意につい

てまず確認します。

○牧原副大臣 午前中の例もしつかり見ていただきまして、委員には、質問ありがとうございます。

お答えをしますけれども、この持続化給付金に

つきましては、新型コロナウイルス感染症によつて大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を下支えをし、そしてまた再起の糧としていた

だくために創設をした特別の措置でございます。

お答えをしますけれども、この持続化給付金に

つきましては、新型コロナウイルス感染症によつて大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継

続を下支えをし、そしてまた再起の糧としていた

だくために創設をした特別の措置でございます。

お答えをしますけれども、この持続化給付金に

つきましては、新型コロナウイルス感染症によつて大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継

続を下支えをし、そしてまた再起の糧としていた

だくために創設をした特別の措置でございます。

そういう点では、この持続化給付金は中小企業の事業継続を支えるということが目的ですから、

税務申告したもののではなくて、税務申告書類といふのは税務申告のための書類です。そもそも、給付金のための証拠書類になるということを想定して事

業者の皆さんは確定申告をしてきたわけではありません。

ものを基準にさせていただいたということです。

います。

○清水委員 確定申告書の別表だけを見て、事業

収入がぱつと見てぱつとわかる場合と、そうでな

いという場合もやはりあると思うんです。その際には、例えば事業者が作成された売上台帳である

とか、あるいは所得税の申告書だと、前年度の

売上げがわかるものを確定申告書類に加えて提出

をする。新型コロナの影響を受けて売上げが減つたかどうかということは、これは事業者の任意で

添付するということが、作成するということが許

されています。

これは牧原副大臣にもう一つ確認なんですか

ども、私もこのフォーマットを見ましたけれど

も、宣誓・同意事項に全てチェックしないとオン

ラインで進んでいけないんですよ、申請に。その

宣誓・同意事項というのは、例えば、証拠書類に

虚偽はありませんとか、あるいは暴力団関係者で

はございませんとか、あるいは不正受給が判明し

た場合は返還しますと誓約しているわけですよ

ね。

ですから、事業者のそういう真摯な思いに信頼

を寄せて、ぜひ、もちろん迅速にやらなければな

らない、一方で。同時に、やはり対象となる人は

しっかりと機械的な対応、いわゆる受け付けできま

せんとか審査できませんとか、まあ審査するの

はせん。

その後の追加書類等でやればいいと思うんです

が、繰り返し言いますが、そもそも税務申告書類

ですか、これのみをもつて受け付けませんと

もつて、これは受け付けできませんといふような

うか。

そういう点では、この持続化給付金は中小企業の事業継続を支えるということが目的ですから、

税務申告したもののではなくて、税務申告書類といふのは税務申告のための書類です。そもそも、給付金のための証拠書類になるということを想定して事

業者の皆さんは確定申告をしてきたわけではありません。

そういう点では、この持続化給付金は中小企業の事業継続を支えるということが目的ですから、

税務申告したもののではなくて、税務申告書類といふのは税務申告のための書類です。そもそも、給付金のための証拠書類になるということを想定して事

業者の皆さんは確定申告をしてきたわけではありません。

そういう点では、この持続化給付金は中小企業の事業継続を支えるということが目的ですから、

税務申告したもののではなくて、税務申告書類といふのは税務申告のための書類です。そもそも、給付金のための証拠書類になるということを想定して事

業者の皆さんは確定申告をしてきたわけではありません。

そういう点では、この持続化給付金は中小企業の事業継続を支えるということが目的ですから、

税務申告したもののではなくて、税務申告書類といふのは税務申告のための書類です。そもそも、給付金のための証拠書類になるということを想定して事

業者の皆さんは確定申告をしてきたわけではありません。

ものを基準にさせていただいたということです。

います。

○清水委員 確定申告書の別表だけを見て、事業

収入がぱつと見てぱつとわかる場合と、そうでな

いという場合もやはりあると思うんです。その際には、例えば事業者が作成された売上台帳である

場合には相当に慎重な審査が必要ですし、これをも

らうために、いろいろな人もやるんじゃないかと

かいう不安の声もあつたんですけれども、何しろ

一刻も早くということでございました、そういう趣旨から、

だいたわけでございました、そういう趣旨から、

第一類第五号

いた上ですぐお支払いをしているということですございます。

そういう意味では、そういう申請をしていただいた方は基本的に信頼を申し上げて、できる限り広くお支払いをしていくという姿勢でございます。

○清水委員 ありがとうございます。

最後に、フリーランスで働く事業者への支援について質問させていただきます。

実例を紹介させてください。

これは静岡県で五つのバス会社と委託契約を結ぶバスガイドさんのケースなんです。報酬については委託元が源泉徴収しておりますし、確定申告では給与所得としなさい、このように税務署から指南を受けて、個人事業所得ではなくていわゆる給与所得として申告をしていました。今、御承知のとおり、観光業、新型コロナの影響を受けて全然ダメですから、仕事がなくなつた。それで、バス会社それぞれとの雇用契約ではありませんからね、雇用調整助成金の対象にもなりませんし、休業手当もないわけなんです。

この間、牧原副大臣御承知のとおり、フリーランスの方から、雑所得だとか給与所得で申告していればこの持続化給付金の対象とならない、そういう声が上がっている。よく御承知だと思うんです。梶山経産大臣も、今週中を目途に対応を検討したいというふうに言われているわけなんです。が、ぜひ、そういう点では、先ほどテキ屋の話もありましたけれども、事業を営んでいるかどうかという、その実態に即してしっかりと柔軟に対応していただきたいことが大事だというふうに思っていますが、この点について所見を述べていただけますでしょうか。

○牧原副大臣 この事業化給付金につきましては、先ほど申し上げているように、とにかく一刻も早く事業者の皆様にお届けをし、事業の継続をお支えをするということで、簡易にさせていただいたということがございます。

他方で、自分はその中で漏れてしまっているん

だと、今委員が御指摘のようないろいろな御指摘がありまして、そういうようなことがあるということも承知をしているところでございます。

この趣旨に返れば、フリーランスの方も含めて事業継続を支えるということが喫緊の課題であると思っておりますので、昨日梶山大臣からも答弁をさせていただいたとおり、具体的にどのような対応ができるのか、関係省庁とも連携をしながら、今週中を目途に方針をお示ししたい、このよう考へております。

○清水委員 今のお答弁を聞かれて、フリーランスの皆さん、少し希望を持てたのではないかというふうに思います。申告区分だけではなくて、実態に即して持続化給付金の対象としていただくようお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○田中委員長 次に、美延映夫君。

○美延委員 日本維新の会の美延映夫でございます。

本日は、麻生大臣に御答弁いただけるということで、若干緊張しておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

私の質問時間は十分ですので、早速質問させていただきます。

○美延委員 幸運なことに、前増税を見送る見送らないの議論が出た際、安倍総理は、リーマン・ショック級の経済危機が起きたときに、社会保障の給付というのはどうやってやるんですか。もうひととおり、少子高齢化ですよ、この国にとって。最大の問題はこれですから、長期的には。そのときに、社会は事実ですけれども、今回のコロナの話は、これは全く別の話で、金ではなくて物と人の動きがとまつたということによる影響なものですから、いわゆる経済活動の影響に関して言えば、全然リーマンのとはショックの性質が全く異なるものでありますけれども、極めて厳しい状況にあるものだと思つております。

○美延委員 今大臣が言われたように、極めて厳しい状況であると。大臣は先ほどの答弁で消費税減税は今の時点では考えておられないということをおっしゃっておられましたが、私どもの松井代表、大阪市長の松井代表が、先ほど麻生大臣宛てのツイッターで、こうすることをツイッターで言わせております。麻生大臣、まずは消費税減税、それからキャッシュレスポイントの5%の継続、これを経済対策として早急に決めていただきたいということを言われているんですけども、大臣、御所見いかが

○美延委員 四・六兆円ということなんですかね

ども、こういう今のコロナウイルス感染の状況になつて、私は麻生大臣にまず伺いたいのは、今の危機はリーマン級の経済危機と認識されておられるのか、それとも、リーマン・ショックほどの経済の落ち込みではないと考えられているのか、大臣の御所見を伺わさせてください。

○麻生国務大臣 リーマン・ショックというのは金融の話で、御記憶かと存じますけれども、少なくともマーケットから全くキャッシュがなくなりましたから。一晩金を借りますと、一晩です

よ、一晩の金利が五・六%。銀行間取引ですよ、五・六パーセント。町のサラ金より始末が悪かつたですよ、はつきり言つて。五・六ですよ、一晩で。それがリーマンのときの話です。今は金利幾らですか。そんなことは全くありませんから、種類が違うんですよ、全然。

だから、そういう意味では、私どもとしては、いわゆる金融危機というものは信用収縮といふものによつて起つた話なんですから、えらい勢いでいろいろなものが大変なことになつたことは事実ですけれども、今回のコロナの話は、これ

は全く別の話で、金ではなくて物と人の動きがとまつたということによる影響のものですから、いわゆる経済活動の影響に関して言えば、全然リーマンのとはショックの性質が全く異なるものでありますけれども、極めて厳しい状況にあるものだと思つております。

ただ、現実問題として、今、私どもの場合、避けて通れない最大の問題、これは何といったって明瞭に、信用できない人、信用できる人、そういうふたつのは人によって違いますので、同じ党だからとか同じ県人だからとか全然関係ない、そんなのは。人によつて違いますので、私どもはそう

思います。

ただ、現実問題として、今、私どもの場合、避けて通れない最大の問題、これは何といったって少子高齢化ですよ、この国にとって。最大の問題はこれですから、長期的には。そのときに、社会はこれですから、長期的には。そのときに、社会保障の給付というのはどうやってやるんですかと。もちろん人はどんどんふえていって、払う人が減つていくといふこの状況をやつしていくときに、今の状況をどうやつしていくかというの、私どもは、中長期的には最大の問題だと思っておりますので、少なくとも全ての世代が安心できるといふ、そういう全世代型の社会保障というのを真剣に考えないといかぬことだと思つております。

その中で、最も税負担を全世代型で公平にといえば、これはもう間接税、すなわち、日本の場合は消費税、ということにならうと思いますので、その消費税を今の段階で引き下げるというようなことを考えてはおりません。

○美延委員 私はもともと消費税を10%に上げるのではなくて8%でとめ置くべきだという考え方です。しかも、安倍総理も、先ほど一番最初に申し上げましたように、リーマン・ショック級のこと

でどうか。

○麻生国務大臣 その種の話はもういっぱいありますので、それを特に見るということはあります。その種のことで影響を受けるということもあるかもしれませんし、新聞も余り読まない方なので、努めて読まないようにしていませんから、その種の話をじやないかとすぐ言いそな顔がいますけれど

努めて読まないように、聞かないようにしていま

すので、だからあわせて野党の話も聞かないと

りませんし、新聞も余り読まない方なので、努め

て読まないようにしていませんから、その種の話も